

公共随契による貸付結果一覧表(令和8年7月契約分)

整理 番号	所在地	現況 地目	面積 (平方メート ル)	契約 年月日	年額貸付 料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成 上の減価 要因	備考
10	高知県安芸郡北川村菅ノ上 影地山国有林1135林班ろ1小班外	山林	本柱1本 支線1本	令和8年7月24日	3,440	自 令和8年7月24日 至 令和21年3月31日	四国電力送配電株式会社 執行役員高知支社長	8470001017344	電柱敷	-	-	-	
11	愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷 猪伏山国有林77林班ほ1小班	雑種地	1	令和8年7月27日	0	自 令和8年7月27日 至 令和9年9月30日	久万高原町長	6000020383864	大規模林道敷 (東津野城川線) 改良工事用地	-	-	-	無償貸付

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。

2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。

3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。

4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。)を設定している場合に「○」を記載しております。

5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。

- ・予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
- ・予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合

6. 用途地域名については次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	第一種住宅地域・・・一種住居	商業地域・・・商業	用途地域の指定がないもの・・・指定なし
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	第二種住宅地域・・・二種住居	準工業地域・・・準工業	
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	準住居地域・・・準住居	工業地域・・・工業	
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	近隣商業地域・・・近隣商業	工業専用地域・・・工業専用	

(注)1 用途を宅地として貸付けた物件については、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率を備考欄に記載すること。

2 用途を宅地として貸付けない場合にあっては、第6項を削除して使用すること。